

令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議

令和5年7月6日（木）開催

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議		
開催日時	令和5年7月6日（木）午後2時から午後3時30分まで		
開催場所	朝霞市民会館（ゆめぱれす） 2階 201会議室		
出席者	<p>【委員 21人】 嶋崎会長、鈴木副会長、山谷委員、小林委員、新井委員、田島委員、菅原委員、坂本委員、金子（雅）委員、佐藤委員、川合委員、岡部委員、獅子倉委員、本田委員、宮永委員、安孫子委員、渡邊委員、金子（和）委員、喜多委員、吉村委員、鶴田委員</p> <p>【事務局 11人】 玄順こども・健康部次長兼保育課長 保 育 課：佐久間専門員、臼倉係長、三浦係長、常木係長 山守主査 こども未来課：高橋課長、永山係長、高橋係長、曾根田主任 榎本主事</p>		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市子ども・子育て会議委員委嘱 ・議題（1）会長及び副会長の選出について ・議題（2）こども基本法の概要について ・議題（3）子ども・子育て会議及び部会の運営について ・議題（4）第3期朝霞市・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・議題（5）その他 		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿 ・朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿（案） ・資料1 朝霞市子ども・子育て会議条例 ・資料2 朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程 ・資料3 こども基本法の概要について ・資料4 子ども・子育て会議と第3期子ども・子育て支援事業計画策定の流れ（案） ・すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？ ・待機児童数について ・第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 		
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	
	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
	会議録の確認方法 会長及び副会長による確認		
その他の事項	傍聴人なし		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【高橋課長】

それでは、会議の進め方について説明いたします。

はじめに、会議の公開につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。

また、傍聴人につきましては、傍聴要領を定め、記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただくこととなります。なお、守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがございます。

次に、会議録の作成におきましては、発言者名を明記させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際には、御名前をおっしゃってから、御発言をお願いします。

また、会議録は、会議終了後に作成し、全委員に送付いたします。当日欠席された場合でも、会議録によって審議の内容を御確認いただけるようにし、やむを得ず欠席される際に、御意見等がある場合には、会議開催日の前日までに書面により御提出ください。会議の進め方については以上でございます。

それでは、会議の公開についてお諮りしたいと思います。

本日の審議会の開催につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。

皆様、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【高橋課長】

特に御意見がなければ、本日の会議は公開といたします。

事務局に確認いたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますか。

【榎本主事】

本日、現在のところ傍聴人はおりません。

【高橋課長】

傍聴希望人は、いらっしゃらないようですので、議題に移りたいと思います。

【高橋課長】

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議に御出席いただき、ありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます、こども未来課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、朝霞市子ども・子育て会議、委嘱状の交付を行います。

委嘱状の交付にあたりましては、時間の都合もございましたので、委員を代表いたしまして、獅子倉様にお受け取りいただきたいと存じます。

【玄順次長】

委嘱状、獅子倉 賢治 様、朝霞市子ども・子育て会議委員を委嘱します。任期は令和5年7月6日から令和7年3月31日までとします。令和5年7月6日、朝霞市長 富岡 勝則 よろしく願いいたします。

【高橋課長】

ありがとうございました。他の委員の皆様は、本日机の上に置かせていただいておりますので御確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、玄順次長より御挨拶を申し上げます。

【玄順次長】

皆さんこんにちは。

子ども・健康部次長の玄順と申します。よろしくお願いいたします。

本来は、子ども・健康部長が出席し、挨拶するところでございますが所用により会議に出席できず、代理で挨拶することにつきましてお詫び申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところこのたび委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

皆様も御存知のとおり、国では4月に子ども家庭庁が設置され、子ども基本法を策定するなど、こどもの政策を総合的また積極的に進めることが始まりました。

朝霞市におきましても、令和7年度を始期とする第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画を今年度と来年度の2カ年をかけて策定するにあたりまして、この子ども基本法の理念に沿った内容、また子どもが中心となった計画にするため、委員の皆様におかれましては、この会議において御意見を頂戴したり、御指摘をいただく形で進めさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきながら、この会議を進めていただければと考えております。

最後になりますけれども、再度御協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【高橋課長】

続きまして、今回は新たに委員任期が始まる初回の会議ですので、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。

事務局にてマイクをお回ししますので、名簿を御参照いただきながら、選出団体等と御名前をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【各委員】

各委員自己紹介

【高橋課長】

なお、本日、幼稚園保護者 鈴木様、公募委員 神部様、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会 藤田様、朝霞地区里親会 江川様、以上4名の方が所用により欠席と御連絡をいただいているところでございますので、御報告させていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

こども・健康部次長兼保育課長の玄順でございます。

保育課専門員佐久間でございます。

保育課保育総務係長臼倉でございます。

保育課保育支援係長三浦でございます。

保育課保育係長常木でございます。

保育課保育係主査山守でございます。

こども未来課こども未来係長永山でございます。

こども未来課こども相談係長高橋でございます。

こども未来課こども未来係曾根田でございます。

こども未来課こども未来係榎本でございます。

最後に私は本日の司会を務めさせていただいております、こども未来課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

この会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置されたもので、朝霞市子ども・子育て会議条例により、その組織や運営等について定めております。

朝霞市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定によりまして、会議については、「委員の過半数の出席しなければ、会議を開くことができない。」とされております。

本日の出席委員は21名ですので、会議の成立要件である、委員の定数25名の過半数の13名を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

初めに大変申し訳ございません。事前にお配りするというところで、通知をしていたところですが、一部委員の方につきまして、まだ御手元に届いていないような状況があったこととお詫び申し上げます。本日、受付で会議資料をお渡しさせていただいた部分もでございます。

会議の資料について

- ・ 本日の会議次第
- ・ 朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿
- ・ 朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿 (案)
- ・ 資料1 朝霞市子ども・子育て会議条例
- ・ 資料2 朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程
- ・ 資料3 こども基本法の概要について
- ・ 資料4 子ども・子育て会議と第3期子ども・子育て支援事業計画策定の流れ (案)
- ・ すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？
- ・ 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画については、新委員の方のみにお配りしております。継続して委員をしていただいている方については、御手元にあるかと思っております。

また、本日お配りした資料といたしまして、待機児童数について、A4、1枚のものが1つでございます。資料は以上でございます。皆様、御手元にございますか。資料に不足がある方は挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の会議は、新たに委員を委嘱させていただきました、最初の会議ですので、会長及び副会長が決まっておりません。

朝霞市子ども・子育て会議条例第5条第1項に「子ども・子育て会議に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。」とございますので、ただいまから、当会議の会長、副会長の選出を行いたいと思います。

なお、会長、副会長が決まるまでの間、こども・健康部次長の玄順が議事を進行させていただきたいと存じます。それでは玄順次長よろしくお願ひいたします。

【玄順次長】

それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

では、議題（1）会長及び副会長の選出について

朝霞市子ども・子育て会議条例第5条第1項に委員の互選によって定めるとの規定がございます。

会長、副会長につきまして、自薦、他薦を問いませんので、どなたか御意見がある方はいらっしやいますでしょうか。

【渡邊委員】

昨年度から継続して委員をされている、東洋大学の嶋崎委員に会長をお願いできればありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【玄順次長】

ただ今、渡邊委員から東洋大学の嶋崎委員を会長にとの御意見がありますが、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【玄順次長】

嶋崎委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【嶋崎委員】

よろしくお願ひいたします。

【玄順次長】

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、東洋大学の嶋崎様に会長をお引き受けいただきたいと存じます。これからの議事進行は嶋崎会長にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで私は仮議長を降ろさせていただきます。

【高橋課長】

ありがとうございました。

それでは、嶋崎会長、正面の席へ御移動をお願いいたします。

それではここで会長になられました嶋崎様より、御挨拶を頂戴いたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【嶋崎会長】

嶋崎と申します。改めてよろしくお願い申し上げます。先ほど玄順次長からこども家庭庁の設置、こども基本法の策定のお話がありました。また、この秋、「こども大綱」が出るという話になっておりまして、それは少し遅れるという状況が出ておりますが、こども大綱に即して、各自治体がこどもの政策、計画を立てるということになっております。この2年間は、皆様と第3期の計画の策定が我々の主たるミッションになります。より良いものを作っていきたいと思っておりますので、様々な角度から御意見をいただきながら、計画を立案してまいりたいと思っております。どうぞ、協力よろしくをお願いいたします。

【高橋課長】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、朝霞市子ども・子育て会議条例第7条の規定のとおり、会長をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【嶋崎会長】

次に副会長につきまして、私から十文字学園女子大学の鈴木委員を推薦させていただきたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、鈴木委員よろしくお願い申し上げます。

ここで、副会長をお願いしました、鈴木委員より一言御挨拶をお願いいたします。

【鈴木副会長】

皆様、改めましてよろしくお願い申し上げます。私はほとんど現場で動いていた人間になりますので、長く現場に居ながら子どもたちの生活を早く変えるには何ができるのかということでこの職に転職をいたしました。

実際に住んでいる方がこどものためであるとか、未来がある方々ですので、そこに繋がるものが出来上がるというところに参画できるところを一生懸命頑張っていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

それでは、次の議題に入ってまいりたいと思っております。議題（2）こども基本法の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

【永山係長】

それでは、議題（2）こども基本法の概要につきまして、こども未来課の永山から説明させ

ていただきます。

皆様に資料3 こども基本法の概要を配付しておりますけれども、本日はパワーポイントを使って説明いたしますので画面を御覧いただければと思います。

令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しまして、同時に「こども基本法」が施行されております。ここで言う「こども」とは何歳までのことかを言いますと、こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と体の発達過程にある人を「こども」としており、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくこととしております。

こちらは「こども基本法の概要」について、目的や基本理念等を表にしたものとなっております。この中でポイントとなる箇所について、この後説明してまいります。

まず、こども基本法第1条にあります、こども基本法が作られた目的について説明いたします。

目的といたしましては、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活できる社会を実現するためとなっております。

これまでこどもに関する様々な政策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておりません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻となっております。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務となったことから、こども家庭庁の設置と相まって、従来、いろいろな法律に基づき、各機関において進められてきたこどもに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されました。

次に、第2条の定義について説明いたします。

ここでは、先ほど説明いたしました「こども」の定義についてと「こども施策」について書かれております。

「こども施策」とは、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなっております。

「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚、妊娠、出産、子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されております。具体的な例が、下の表の第2条第2項の1、2、3に書かれております。

「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する支援や「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策のことを指すものと解されております。このように「こどもの施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、医療施策、雇用施策など幅広い施策が含まれます。

例えば教育施策として、国民全体の教育の振興などがございます。医療施策として、小児医療を含む医療の確保、提供などがございます。雇用施策として、雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援などがございます。

次に、第3条、基本理念について説明いたします。こちらには6つの基本理念が書かれております。

1号から4号におきましては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁

止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ規定されています。

また、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ定められています。

それでは1つずつ説明してまいります。

1つ目は、すべてのこどもが大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこととなっており、日本国憲法の「基本的人権の保障」、「個人の尊重」、「法の下での平等」、さらには児童の権利に関する条約の「差別の禁止」の趣旨を踏まえて規定されています。

2つ目は、すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられることとなっており、児童の権利に関する条約の「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものとなっております。

3つ目は、年齢や発達の程度により自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できることとなっており、児童の権利に関する条約の「児童の意見の尊重」の趣旨を踏まえ、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを定めたものとなっております。

4つ目は、すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられることとなっております。

5つ目は、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されることとなっており、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものとなっております。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものとなっております。

6つ目は、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることとなっており、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものとなっております。

なお、この6つの理念ですけれども皆様にも初めお渡しした資料では、2番目の全てのこどもはの「は」が抜けていたのと、6番目の一番初めの「家庭」の部分が「子育て」ということになっておりまして誤りがございましたので、本日机上に置かせていただいた資料と差し替えをお願いできればと思います。

次に第9条では、「こども大綱」について書かれています。

「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものとなっております。これまで別々に作られてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなっております。

「こども大綱」により、従来3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。この「こども大綱」につきましては、先ほどお話にありましており、秋ごろに発表される予定となっておりますけれども、こども大綱をより充実した内容にするために、こども家庭審議会においてしっかり議論する必要があることから、「年内までに公表していく。」という変更になった旨の連絡が来ております。

次に第10条、都道府県こども計画、市町村こども計画について説明いたします。

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられております。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるとなっております。

まず、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子ども・若者計画次に、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、子どもの貧困対策計画また、その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって、こども政策に関する事項を定めるものの例として、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画がございます。

本市の第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画では、子どもの貧困対策計画、子ども子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画を包含しております。

こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合に期待できることとしましては、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどがございます。

次に第11条、こども等の意見の反映について説明いたします。

こちらは、こども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めております。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、想定される手法といたしましては、「こどもや若者を対象として、パブリックメントの実施」、「審議会、懇談会等の委員会等へのこどもや若者の参画の促進」、「こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、こどもや若者から直接意見を聞く仕組みや場づくり」などがございます。

第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画を策定していくにあたりましては、こどもや若者の意見を聞き、それらの意見を反映した形で計画を策定してまいりたいと考えております。以上簡単ではございますが「こども基本法の概要」について、説明をさせていただきました。また、こども家庭庁が発行している「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」お配りしている冊子のQ&Aでわかりやすい内容となっておりますので、ぜひ御参考にしていただければと思います。

【嶋崎会長】

説明ありがとうございました。

こども基本法の概要について、事務局から説明をしていただきました。

委員の皆様から御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

こどもの意見を取り入れるということが重要な課題になっておりますので、そのあたりも含めて今後議論できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題(3)子ども・子育て会議及び部会の運営について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【曾根田主任】

それでは、子ども・子育て会議及び部会の運営につきまして説明をいたします。

まず、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき市の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本市では平成27年度に設置されました。

この会議の事務については、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められており、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な計画である子ども・子育て支援事業計画の推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議いただくとともに、保育園や放課後児童クラブなどの施設整備や運営に関する基準、利用者負担などの検討をお願いしており、委員の任期は2年となっております。

また、本市の子ども・子育て会議においては、委員の皆様がより活発な意見交換ができるよう、「朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程」に基づき、3つの部会を設け、各部会で御審議いただいた事項を、全体会議において御意見をいただく形で運営してまいりたいと考えております。

では、部会の運営について、説明に移らせていただきます。

子ども・子育て会議には、保育園等運営検討部会、保育園等利用者負担検討部会、子ども・子育て支援事業計画部会の3つの部会がございます。

保育園等運営検討部会の所管事務として、特定教育・保育園設置及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブについての施設整備及び運営に関することや、認可外保育施設に関すること等について御審議いただきます。

保育園等利用者負担検討部会の所管事務として、保育園等の利用者負担の検討に関すること等について御審議いただきます。

子ども・子育て支援事業計画部会の所管事務として、子ども・子育て支援事業計画の策定について御審議いただきます。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

子ども・子育て会議及び部会の運営について、事務局から説明をいただきました。

朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿（案）を御覧いただき、自身の名前も確認していただきたいと思っております。

委員の皆様から御質問等はありませんでしょうか。

【渡邊委員】

朝霞市子ども・子育て会議の部会について、具体的には、保育園等運営検討部会と保育園等利用者負担検討部会ということで、3分の2は保育園関係で、朝霞市の喫緊の状況があるということで、このような会議になっていると思いますが、こども基本法の中では、これがメインということではなく、子どもが産まれる前から20才までの方に対して、どのように考えていくかという社会的な認知を高めるための法律がこども基本法ですよね。どちらかという、今は親の負担の部分にウエイトがかかっている社会情勢があり、様々な支援が足りなくていろいろな問題が起きたのかなという感じがします。その辺の関係については、子ども・子育て支援事業計画部会で検討されると思いますが、保育園に入れる、入れないという話題とは対極の話で

すけれども、そのところがうまく合致しないところが子育ての難しいところだと思います。保育園入れる、入れないという物理的な話ではなく、社会的に認知される、子どもに対してどのようにしていくか、今回の方針の中でうまく提言できると良いと思います。

【嶋崎会長】

貴重な御意見をありがとうございます。

いただいた御意見もぜひ、計画に反映できるような状況を作っていきたいと思います。

この後、事務局から説明があるかと思いますが、資料4に令和5年度及び令和6年度の計画策定の流れを示したものがございます。

実働部隊として、子ども・子育て支援事業計画部会が計画されていて、具体的に進めていくという形になりますが、それを子ども・子育て会議に反映させるということになります。

保育園等運営検討部会や保育園等利用者負担検討会については、まだ空欄になっている部分がありますが「こども大綱」が発出され、保育の分野について具体的に掘り下げてというようなことになったときに保育園等運営検討部会から意見を出していただくというようなことの打診があるかも知れませんが、渡邊委員がおっしゃったことも踏まえながら、今後進めていければと思っております。このような形で子ども・子育て支援事業計画部会の委員も改めて確保していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【本田委員】

事務局に質問ですけれども、保育園等運営検討部会、保育園等利用者負担検討部会、子ども・子育て支援事業計画部会、それぞれの部会でどんなことを話し合うのかということをもまず説明いただいてもいいですか。

【嶋崎会長】

事務局お願いします。

【永山係長】

各部会の行う内容でよろしかったでしょうか。

まず、保育園等運営検討部会としましては、特定教育保育施設、特定地域型保育事業所、放課後児童クラブ等の施設の整備であったり、運営に関する事、認可外の保育施設に関する内容を御審議いただきます。

保育園等利用者負担検討部会としましては、保育園等の利用者負担の検討に関する事となりますので、保育料や給食費に関する内容を御審議いただきます。

子ども・子育て支援事業部会計画部会としましては、第3期計画の策定に関する事を御審議いただきます。

【本田委員】

委員が重なって部会に入ることが難しいので、こういう割り振りとなったと思いますが、資料4の保育園等利用者負担検討部会の第1回で公営保育園の給食費についてという議題がもう書かれておりますが、保育園等利用者負担検討部会に公営保育園保護者の方が入ってらっしゃらないです。

御自身が負担するものについての議論に入れないということでもいいのかという疑問がありますが、事務局のお考えを伺いたいということ、公営保育園の保護者も御意見を言いたいと思いますが、御希望があれば何か御意見をいただければいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

【嶋崎会長】

事務局、よろしいですか。

【高橋課長】

これから、部会名簿の（案）について、説明をするところでしたが、部会については朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程によりまして、1つの部会で11人以内との規定がされている中で、まず、事務局が（案）として作成し、お示ししたところでございます。委員から御意見があった部分についてもできるだけ御希望に沿う形としたいので、後ほど事務局へ相談をお願いいたします。

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

各部会におきましては、事務局で部会名簿を作成しております。部会名簿の案のとおりで決定させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

今回の任期は2年間につきましては、別紙の部会名簿のとおり部会を決定させていただきたいと存じます。

しかしながら、他の部会を希望されたいという場合がございますら、会議終了後事務局職員に相談をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今後、部会が開催される場合には、積極的に出席いただいて、提案事項等の御審議をお願いしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。議題（4）第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定について事務局から説明をお願いいたします。

【曾根田主任】

それでは第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明いたします。

「第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定」に係る説明の前に、現行の第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画について簡単に触れさせていただきます。

朝霞市子ども・子育て会議が所管する計画としまして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第2期朝霞市子ども・子育て支援計画を位置づけており、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定するもので、本市の子ども・子育て支援施策について幅広く検討するものです。

御手元にごございます第2期計画書の43ページを御覧ください。

「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念として、子どもの「育ち」を応援する姿勢をより強くし、子どもが「朝霞で育って良かった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指すこととしております。

次に46ページの施策の体系を御覧ください。

基本理念を実現させるための取り組みとして、基本目標1、2、3と、3つの基本目標を定めています。

この3つの基本目標の下に、それぞれ基本方針、施策の方向性を示しており、この施策展開に基づいた形で、市が行う様々な子ども・子育て事業を位置付けております。

基本方針、施策の方向性に関する事業として132の事業を位置付けております。

次に48ページを御覧いただきますと、子ども・子育て支援事業計画の主要事業として15事業を位置付けております。

続いて97ページを御覧ください。

本計画につきましては、朝霞市子ども・子育て会議条例第3条、所管事務において、子ども・子育てに関する施策の実施状況を調査審議することとの規定がございます。計画の推進、実現には、97ページの図のように、PDCAサイクルに基づき、実施状況などを点検、評価し、乖離がある場合には修正を行っていく必要があるため、このCheck、評価を皆様に行っていただくこととなります。

つきましては、次回、本会議におきまして、昨年度の関連事業の実施状況について年次報告をさせていただきます、委員の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明をさせていただきます。

朝霞市では、計画期間が令和7年3月で終了することを受けて、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とする第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定をすることといたしました。

ここで御手元の資料4を御覧ください。

先ほども説明がありましたが、表が令和5年度、裏に令和6年度とあるように、2カ年で策定をしてまいります。

表の左側から、子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画部会、保育園等運営検討部会、保育園等利用者負担検討部会と記載をしております。

まず、令和5年度ですが、表にあるように、本日7月6日、第1回子ども・子育て会議を開催しています。7月20日には、第1回子ども・子育て支援事業計画部会の開催が予定をされており、部会の進め方などを議題として、第3期計画策定に向けて始動する形です。

なお、7月20日の子ども・子育て支援事業計画策定部会の審議内容は8月31日の第2回本会議にて報告させていただきます。9月の第2回子ども・子育て支援事業計画策定部会にて、計画策定に係る各種のアンケートなどの(案)について、内容の検討を行い、12月の第3回本会議にて計画部会での検討内容を報告するとともに、内容を決定していただく予定であります。

このように、各部会で審議、検討された内容は、本会議へ報告し、本会議にて必要事項を決定する流れとなります。

また、第3期計画策定にあたっては、こども家庭庁から発出予定の「こども大綱」の内容を十分に踏まえる必要がありますが、令和5年秋ごろ発出予定とされていたスケジュールがこの度、令和5年冬ごろに変更となる旨の通知が国からあったことにより、資料4中の令和5年12月以降のスケジュールについては流動的なものとなると思われますので、開催時期や内容については分かり次第、委員の皆様にご度情報共有をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度については年度末までに、令和5年12月の本会議で決定された内容のアンケート等を実施し、集計分析を行う予定であります。

裏面にありますように令和6年度については、5月以降にアンケート等の集計結果や国の「こども大綱」の内容を踏まえ、計画の方向性の検討、骨子案の検討、素案の検討を順次行っていき、パブリックコメント等を実施し、令和7年3月に第3期計画を完成させるスケジュールとなっております。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。第3期計画の策定について説明をいただきました。

資料4を御覧いただきながら、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

【山谷委員】

子ども・子育て支援事業計画部会で議論されるとされているアンケート調査票の案などは子ども・子育て支援事業計画部会でしか検討されないのでしょうか。本会議では決定するだけとなり、何か意見を言う機会はないのかを教えてください。

【嶋崎会長】

事務局からお願いします。

【高橋課長】

計画策定に関することにつきましては、子ども・子育て支援事業計画策定部会で検討し、部会内で決定して、本会議に諮り、最終的には委員の皆様のお意見ということで決定をしていく予定でございます。

アンケートにつきましては、先ほど事務局職員から説明がありましたが、本来であれば「こども大綱」の発出が本年の秋ごろということでしたので、それを踏まえつつ年末のアンケートやヒアリングが間に合う想定をしていましたが、こども家庭庁から「こども大綱」の発出が少し遅れますとの情報だけしか来ていない状況があり、いつ来るか分からない状況で各自治体でも手を拱っていることがあり、その部分を外してアンケートを作成し、先々へ進めてしまうと聞かなくてはいけないことが漏れてしまうということもあるかと思っておりますので、「こども大綱」の発出以降のことは流動的となると先ほど事務局の職員からも説明がありましたが、必ず、部会で方向性を決定して本会議で委員の皆様から御承認をいただくという形で進めさせていただく予定でございます。

【嶋崎会長】

山谷委員よろしいですか。

【山谷委員】

本会議で意見を言う機会はあるのでしょうか。

【高橋課長】

そちらにつきましては、本会議開催の日程等にもよるかと思いますが、本会議でいただいた

御意見を反映できるような形で本会議の日程を調整させていただきたいと思います。

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。

資料4を御覧いただき、例えば12月の第3回子ども・子育て会議はアンケートの調査票案の確定となっていますけれども、子ども・子育て支援事業計画部会でたたき台を作って、それを本会議に出していくという応答性は必ず担保するということはお伝えしておきたいなと思っております。

他いかがでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようなので、次の議題に移りたいと思います。

議題（5）その他について、事務局から何かございますか。

【常木係長】

保育課の常木から1点御報告させていただきたいと思います。本日配付いたしました、待機児童数についてという資料を御覧ください。

令和5年4月における待機児童数についての御報告です。上段の表が令和5年度の状況となりまして、申請の総数が1,229件ございました。

入園選考の結果、2段目の合計227名が入所保留という形になりまして、国の待機児童の定義により精査しました結果、3段目の1歳児で8名、2歳児で1名の合計9名が令和5年度の待機児童数になりました。

昨年度が21名でしたので、昨年度よりも12名の減少しております。

また、埼玉県内の各自治体の待機児童数につきましては、7月12日に公表予定と聞いてございます。

【永山係長】

先ほどの議題（4）と説明が重複いたしますけれども、まず、第1回目子ども・子育て支援事業計画部会を7月20日木曜日午後2時からゆめばれす301会議室で開催予定となっております。また、第2回子ども・子育て会議につきましては8月31日木曜日午後2時からゆめばれす梅会議室となっております。開催通知、資料につきましては詳細が決まり次第送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【嶋崎会長】

委員の皆様、日程確認よろしくお願いたします。

その他何か事務局からありますでしょうか。

ただいまの待機児童数の報告、次回の会議日程等について、委員の皆様から御質問等がありますか。大丈夫でしょうか。

【本田委員】

待機児童数についての資料ですけれども、定義が難しく、例えば1歳児も8名いるのに空き状況が4と書いてあったり、内容について分かるように説明していただいてもいいですか。

【常木係長】

待機児童数にですが、まず1段目の申請者数ですけども、年齢ごとの申請者数がございませう。これに対しまして入園の選考を行います。その結果、保留になった方々が保留者という欄でございませう。0歳児から67名、1歳児が116名、2歳児が34名、3歳児が9名、4歳児が1名、それから5歳児が0名、計227名が保留者でございませう。

この保留者の中には、育児休業の延長を御希望される方、特定の園を御希望される方などが含まれておりまして、国の定義に基づいてそれらの方々を除いた数字というのが待機児童数の3段目でございませう。令和5年度ですと、1歳児が8名と、2歳児が1名と、合計9名でございませう。

その他、一番下の空き状況ということですけども、こちらが4月1日現在で、保育園の空き状況でございませう。それぞれ0歳児から5歳児までの空き状況を示してございませう。

例えば、1歳児につきまして、待機児童がいるにも関わらず空きがあるという形ですけども、こちらは保育園の場所等で保護者様が御希望する場所に保育園がないというような状況で、こちらの保育園は空きがあるけども、需要が多いところには空きがないといったような状況で、待機児童がいるけれども空きもあるという状況でございませう。

【嶋崎会長】

本田委員、よろしいでしょうか。

【山谷委員】

先ほど、保留者から育児休業の延長を希望する方とその特定の園を希望する方を除いてということだったと思いますが、この8名の人は特定の園を御希望されていない方かと思いますが、空いている園には入れないでしょうか。

【常木係長】

例えば、地域によってだと思ひますが、朝霞駅周辺に住んでいる方が朝霞台方面に空きがあるといった場合は、御希望自体を出さないですとか、通園が難しい場合ということがありますのでそういった状況がこの8名ということにございませう。

【山谷委員】

227名から引いた、特定の園を希望するというのは完全にこの園というふうに決めている方ということですか。

【常木係長】

その特定の園を希望というのも、例えばごく限られた園だけしか希望されていないという方であって、その地域で複数の園があるにも関わらず、ピンポイントの園しか希望されていないという方を特定の園だけを希望されている方という位置付けで除いているという形です。

【山谷委員】

分かりました。ありがとうございます。

【嶋崎会長】

はい。ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

それでは、今御手元にある議題は全て終了しました最後に全体を通して御意見、御質問等がございますでしょうか。それでは、御質問がないようですので終了させていただきます。

議事は全て終わりましたが、最後に本会議の議事録等の手続きにつきましては会長、副会長に一任していただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【嶋崎会長】

これで議長の座を降ろさせていただきます。スムーズな進行に御協力ありがとうございました。

【高橋課長】

嶋崎会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間の御審議ありがとうございました。

何点か連絡事項がございます。お渡ししております承諾書の提出がまだの方につきましては、お帰りの際に事務局職員にお渡しいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の中でお伝えさせていただきましたが、今一度、部会名簿（案）を御覧いただいて御自身が、どこの部会に属されているかということを確認いただきたいと存じます。その上で、何か変更の御要望等あるようでしたら、事務局職員にお伝えいただいて、可能な限り、御希望される部会に入れるように配慮いたしたいと存じますのでよろしく願いいたします。

なお、この後、保育園利用者負担検討部会の皆様、また、子ども・子育て支援事業計画部会の皆様につきましては、連絡事項がございますので、そのままお待ちいただきますようよろしく願いいたします。

以上をもちまして令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。